

審查基準整理票

処分名	ホール等の使用の許可		
根拠法令名	大津市伊香立環境交流館条例	(条項) 第 4 条第 1 項	
基準法令名	大津市伊香立環境交流館条例 大津市暴力団排除条例	(条項) 第 4 条第 3 項 第 8 条	
所管部署	環境部 環境施設課 推進グループ		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 審査基準は、大津市伊香立環境交流館条例第 4 条第 3 項各号に掲げる不許可事由に該当しないこと又は大津市暴力団排除条例第 8 条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当することを基準とし、同項第 4 号に規定する「その他市長がその使用を不適當であると認めるとき。」は、次のとおりとする。 大津市伊香立環境交流館の管理運営に関する規則第 4 条各号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるとき。			
根拠条文等 大津市伊香立環境交流館条例 (ホール等の使用の許可) 第 4 条 環境交流館のホール、会議室及び和室(以下「ホール等」という。)を使用しようとする者は、市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、ホール等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付すことができる。 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) ホール等の施設又は備品を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。 (3) 営利を図る目的で使用するとき。 (4) その他市長がその使用を不適當であると認めるとき。 大津市伊香立環境交流館の管理運営に関する規則 (入館者の遵守事項) 第 4 条 環境交流館の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 環境交流館の施設若しくは設備等を汚損し、又はき損しないこと。 (2) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。 (3) 環境交流館及びその敷地内において喫煙しないこと。 (4) その他係員の指示に従うこと。			

大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。